

～設備導入に係る支援制度のご案内～ 【柏崎市企業振興条例について】

固定資産税を3年間軽減します！

～道路貨物運送業・こん包業・卸売業の
皆さんが対象です～

道路貨物運送業・こん包業・卸売業の用に供する設備を新增設された場合、以下のとおり固定資産税を軽減します。

- 《要件》(1) 一連の生産設備であって、車庫用（道路貨物運送業に限る）、作業場用または倉庫用の建物並びに機械及び装置を含む減価償却資産を新增設し、その取得価格の合計額が2,700万円を超えること。
(2) 当該設備の新增設に伴い増加する雇用者の数が15人を超えること。（日雇いを除く）

《軽減内容》上記要件を満たす設備の導入について、作業場用、倉庫用、車庫用の建物 機械及び装置 取得後1年以内に の建物の建設に着手された土地 に係る固定資産税を以下のとおり軽減します。

第1年度 100%軽減 第2年度・第3年度 75%軽減
(第1年度は課税なし、第2年度・第3年度は1/4課税となります。)

固定資産税を3年間免除します！

～コールセンター業・旅館業の
皆さんが対象です～

ソフトウェア業・旅館業（下宿営業を除く）の用に供する設備を新增設された場合、以下のとおり固定資産税を免除します。

- 《要件》(1) 新增設される設備の設置地域が 高柳・西山地域 であること。
(2) コールセンター業においては、一連の生産設備であって、コールセンター業の用に供する建物並びに機械及び装置の取得価格の合計額が、2,700万円を超えること。
(3) 旅館業においては、ホテル営業・旅館営業・簡易宿泊所営業の許可を県知事から受けた者で、旅館業の用に供する建物の取得価格の合計額が2,700万円を超えること。

手続きの流れ

『事業開始』後、60日以内に申請書をご提出いただくだけで、**固定資産税の優遇**が受けられます。

